

年金記録問題への対応状況について

- I . 年金記録問題への対応の実施計画（工程表）の状況
- II . 未統合記録5,095万件の解明状況（平成22年9月）

〔 平成22年10月5日
日本年金機構 〕

I . 年金記録問題への対応の実施計画(工程表)の状況

1. 工程表における9月末処理期限分の履行状況

1 平成21年4月以降22年3月以前受付分の加入者のねんきん特別便（処理困難ケースを除く）（地方組織分）

- 8月末の残件数は、処理困難ケースを除き、約2万件。
- 9月第3週段階の残件数は、処理困難ケースを除き、約6千件。33府県は終了。

2 フォローアップ照会（4月以降7月までに市区町村から情報提供されたもの）

- 8月末の残件数は2,455件（7月の月間処理件数は12,585件）。

3 国民年金特殊台帳とオンライン記録の突合せ（2次審査後の本人照会）

- 8月末の残件数は2,428件（7月の月間処理件数は3,754件）。

2. 社会保険オンラインシステムの追加稼働

- 10月の窓口装置（社会保険オンラインシステム）について、システム運営に支障のない範囲内で、金曜及び第2土曜日の夜間の稼働時間延長を実施。（9月27日指示）

3. 記録判明ケースの統合促進

- 通常の年金相談やねんきん特別便等により、年金記録が判明したケースについて、本人からの届出がないなどとして、記録の統合処理が行われていないケースについて、
 - ① 既判明事案（8月11日現在約1,500件）については、記録の統合処理又は本人への届出勧奨を終了。
 - ② 過去分事案（平成18年8月以降22年8月までにご本人へ回答した記録照会）の再点検について、実施体制を整備した上で、本年10月から開始し来年9月終了を目途に計画的に実施する。（9月16日指示）

工程表早期対応項目の状況

事項	工程表の目途	残件数 (8月末)	月間必要処理件数 (8月末残÷目標まで月数)	処理実績								評価		
				1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月			
特別便	21年4月～ 22年3月まで受付	22年9月 (処理困難分を除く)	地方	48,977	(48,977)	59,671	81,106	103,916	63,689	55,798	68,571	62,490	44,887	A・・・33県 B・・・0県 C・・・0県 残なし・・・14県
			(困難分除く)	20,296	(20,296)									
フォローアップ	22年4月～22年7月情報提供分	(22年9月末日途)		2,455	(2,455)				1,049	13,957	7,799	12,585	2,013	
	22年8月～22年10月情報提供分	(22年12月末日途)		1,497	(-)								1,299	
黄色便	22年3月まで受付	22年12月 (処理困難分を除く)	地方	65,593	(16,398)	9,799	22,706	25,636	20,197	14,745	14,286	13,066	16,904	A・・・29県 B・・・2県 C・・・14県 残なし・・・2県
			本部	71,022	(17,756)	3	100,107	130,991	38,173	31,472	9,998	6,452	22,293	
定期便	22年3月まで受付	22年12月 (処理困難分を除く)	地方	252,010	(63,003)	29,638	42,601	59,255	39,706	32,972	31,588	36,832	51,095	A・・・22県 B・・・7県 C・・・18県
			本部	44,146	(11,037)	1,964	88,267	139,489	8,367	8,664	108,312	50,141	118,857	
受給者便	22年3月まで受付	22年12月 (処理困難分を除く)	地方	94,665	(23,666)	165	7,013	19,902	16,376	19,445	19,387	15,670	19,452	A・・・27県 B・・・2県 C・・・18県
国年特殊台帳	2次審査後の本人 照会および記録補正	22年9月	地方	2,428	(2,428)	3,021	3,104	4,212	3,728	19,516	3,674	3,754	4,883	A・・・6県 B・・・3県 C・・・3県 残なし・・・35県

※1 特別便の処理実績は、21年3月分までの受付と21年4月～22年3月までの受付分の合計

※2 市区町村からの情報提供が遅れたものについては、工程表上、7月末日途処理目標の対象外となっているが、4月以降7月末までに情報提供があったものについては9月末を目途に、8月以降10月末までに市区町村から情報提供があったものについては12月末を目途として処理したいと考えている。

※3 特別便の欄の処理困難分とは、共済照会、国民年金市町村照会、機構本部照会、他事務所照会。また、評価欄は処理困難分以外のものを対象

(注) 評価は、8月の処理実績が必要処理件数以上である場合は「A」

8月の処理実績が必要処理件数を下回るものの、必要処理件数の8割以上の場合は「B」

8月の処理実績が必要処理件数の8割未満である場合は「C」

年金記録問題への対応の実施計画（工程表） <概要>

	22年度												23年度	24年度	25年度						
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月												
1 ねんきん特別便 (1) 受給者及び事務所来訪加入者 ① 21年3月以前受付分 ② 21年4月から22年3月までの受付分 (2) 加入者 ① 21年3月以前受付分 ② 21年4月から22年3月までの受付分	処理困難ケース							〔 22年7月末を目途に確認作業を行う 〕					(注)共済期間の確認を要するものについては、共済過去記録により確認を行うことができるものは左記により作業を行い、更に共済組合等への照会を要するものは、共済組合等から速やかに回答を得て迅速に処理することを目指す。								
														〔 22年9月末を目途に確認作業を行う(処理困難ケースを除く) 〕							
	処理困難ケース							〔 22年7月末を目途に確認作業を行う 〕													
														〔 22年7月末を目途に確認作業を行う(処理困難ケースを除く) 〕							
2 フォローアップ照会													〔 22年7月末を目途に確認作業を行う (市区町村からの情報提供が遅れたものを除く) 〕					現在の対象者以外のフォローアップや情報提供の実施については、費用対効果を見極めるためサンプル的なフォローアップ・情報提供を行い、その結果を踏まえ検討			
3 厚生年金等の旧台帳記録(約1466万件)に係る調査													〔 22年7月末を目途に確認作業を行う 〕					グレー便を送付した68万件以外のものについて、住基ネットとの突合せを行い、新たな年金受給につながる可能性がある方に対するお知らせ等の対応を検討			
※22年3月末で未処理のグレー便対象案件																					
4 年金記録の確認のお知らせ(黄色便)													〔 22年12月末を目途に確認作業を行う (処理困難ケースを除く) 〕								
※22年3月以前受付分																					
5 ねんきん定期便													〔 22年12月末を目途に確認作業を行う (処理困難ケースを除く) 〕								
※22年3月以前受付分																					
6 標準報酬等の遡及訂正事案													〔 22年6月末を目途に年金事務所段階における記録回復を進める 〕					これまでの救済事案の分析とともに、1条件のみ、2条件のみ該当のサンプル調査等を行い、更なる記録回復方策を検討			
※2万件戸別訪問対象の従業員事案の新基準等に基づく記録回復																					
7 年金事務所段階での記録回復の促進													〔 22年12月末を目途に確認作業を行う (処理困難ケースを除く) 〕								
※21年12月に定められた国民年金、脱退手当金に関する新基準等に基づき、救済を進める ・これまでの第三者委員会におけるあっせん・非あっせん事案についての分析やサンプル調査の結果等を踏まえ、更なる記録回復方策を検討																					

	22年度										23年度	24年度	25年度
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月				
8 年金を受給できる可能性がある未受給者への対策	<p>・21年12月に送付した「年金の加入期間に関するお知らせ」の対象者に対して、引き続ききめ細やかな相談対応を行う。</p> <p>・上記相談対応の状況等についてフォローアップを行い、3月末の状況を踏まえ必要な対応を行う。</p> <p>・受給資格期間(25年)を満たしている者への具体的な対応策を検討・実施</p>										→		
9 受給者等への標準報酬等のお知らせ（受給者便）	<p>発送</p> <p>22年11月末までに送付を完了</p>										→		
	<p>処理</p> <p>22年3月以前受付分を22年12月末までを目途に確認作業を行う（処理困難ケースを除く）</p> <p>23年3月以前受付分を23年12月末までを目途に確認作業を行う（処理困難ケースを除く）</p>										→		
10 厚生年金基金記録との突合せ	<p>24年10月末までに基金等から報告があったものについて25年3月末までを目途に必要な記録訂正を進める</p> <p>▲4月を目途に1次審査開始</p> <p>▲10月を目途に2次審査開始</p>										→		
11 紙台帳等とコンピュータ記録の突合せ	<p>国年特殊台帳等</p> <p>▲6月末までを目途に二次審査終了</p> <p>▲9月末までを目途に本人にお知らせ</p> <p>国年被保険者名簿、厚年被保険者名簿</p> <p>▲秋ごろまでには作業開始</p> <p>・22年度中には、25年度までの4年間で全件照合を完了できる実施体制を整備。</p> <p>・23年度までの2年間に集中的に取り組む。</p>										→		
12 再裁定等	<p>○再裁定の進達： 年金事務所における申出受付から本部への進達について平均処理期間を0.5か月とすることを目指す。</p> <p>○再裁定の処理： 難易度の高い案件も含め、2.5か月程度（進達期間を合わせて3か月程度）で処理できることを目指す。</p> <p>○時効特例給付： 支払いのための期間を22年6月末までに概ね2か月程度とすることを目指す。</p> <p>○特別加算金の支給： 遅延加算法に基づく特別加算金の支給について、円滑かつ迅速な処理に努める。</p>												

※環境の整備等

① 自宅や市区町村、郵便局等における年金記録の確認

- ・23年3月までに、現在のパソコンを使ったインターネットでの年金記録の確認をより使いやすいものにする。また、自宅でパソコンが使えない方であっても市区町村、郵便局等のパソコンを使って、保険料納付状況などを確認できるようにする。また、23年度から新たに年金見込額のお知らせもできるよう、システム開発等の準備作業を進める。
- ・その上で、年金通帳について、国民の意向に関し調査を行い、検討を進める。

② 相談体制の整備

③ 関係団体等への協力依頼

④ 各種お知らせの未送達分への対応の検討

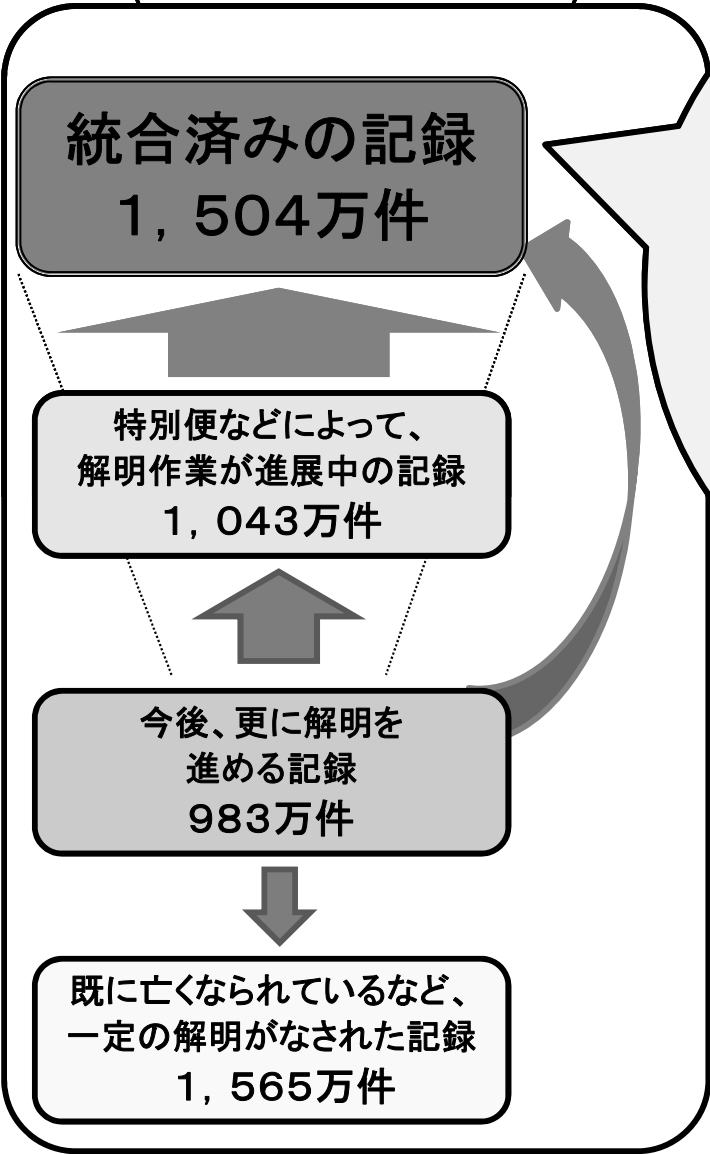
Ⅱ. 未統合記録5,095万件の解明状況（平成22年9月）

未統合記録5,095万件の解明状況

(平成18年6月時点)

未統合
記録
5,095
万件

(平成22年9月時点)



平成18年6月に5,095万件あった未統合記録のうち、
1,504万件
(1,197万人※)
統合済み

※ 人数内訳
受給者 476万人
被保険者 721万人

未統合記録の解明

- 「ねんきん特別便」による記録確認の取組と並行して、未統合記録の内容に応じた様々な方法による解明作業に計画的に取り組む。
- 18年6月に5095万件あった未統合の記録のうち、既に統合済みの記録は1504万件に増加、今後解明を進め、一定の時点において開示等を検討する記録は983万件まで減少。

【未統合記録の統合・解明状況について】

(19年12月)		(22年9月)
・基礎年金番号に統合済みの記録 310万件	→	1504万件
・その他一定の解明がなされた記録(死亡・脱退手当金受領等) 1240万件	→	1565万件
・名寄せにより特別便を送付した記録 1100万件	→	571万件
・解明作業が進展中の記録(住基ネット調査、旧姓による調査等)	→	472万件
・今後解明を進め、一定の時点において開示等を検討する記録 2445万件	→	983万件
計 5095万件		計 5095万件

未統合記録の全体像〔平成22年9月〕

- 18年6月からの統合済み件数「4」は、1504万件【19年12月より1194万件増加】（「名寄せ特別便」の送付対象「5」は、571万件）
- その他一定の解明がなされた記録「1」～「3」は、1565万件【19年12月より325万件増加】
- 今後解明を進め、一定の時点において開示等を検討する記録「7」は、983万件【19年12月より1462万件減少】
- 住基ネットの活用等により、472万件の解明作業が進展「6」

記 録 の 内 容	平成19年12月		平成22年9月		増減	増減の主な要因、備考
	(万件)	割 合	(万件)	割 合	(万件)	
1 死亡が判明した者等の記録	1,550	30.4%	3,070	60.2%	1,520	・ 解明作業の進展による増
① 死亡の届出がされている記録等	360	7.1%	649	12.7%	289	
② 住基ネット調査で「5年以内死亡者」と判明した記録	360	7.1%	404	7.9%	44	
③ 既に死亡している受給者等の記録との突合せで該当した記録			66	1.3%	66	
2 脱退手当金の受給等により新たな受給に結びつかないと考えられる記録	460	9.0%	562	11.0%	102	・ 解明作業の進展による増
3 5千万件中、複数の手帳記号番号を保有していると考えられる者の記録（重複分のみ計上）	420	8.2%	354	6.9%	-66	・ 記録の統合等の進展による減
4 平成18年6月1日以降基礎年金番号に統合済みの記録	310	6.1%	1,504	29.5%	1,194	・ ねんきん特別便の送付や日々の相談・裁定等を契機として、記録の統合が進んだことによる増
5 名寄せにより基礎年金番号の記録と結びつく可能性があり、「名寄せ特別便」を送付した記録（「4」計上分を除く）	1,100	21.6%	571	11.2%	-601	・ 記録の統合が進んだことによる減
① 年金受給者との名寄せ	300	5.9%	181	3.6%	-154	（※名寄せは1172万件が最終結果のため、「増減」欄は1172万件からの減少数）
② 被保険者との名寄せ	800	15.7%	395	7.8%	-451	
6 解明作業が進展中の記録			472	9.3%	472	・ 解明作業の進展による増
① 氏名等の補正処理が完了した「漢字カナ変換の使用により名寄せされなかった記録」			76	1.5%	76	・ このうち基礎年金番号の記録と結びつく可能性がある記録等について「記録確認のお知らせ」を送付
② 住基ネット調査で「生存者」と判明した記録			303	5.9%	303	
③ 旧姓データを活用した調査により特定された「婚姻等により氏名を変更していると考えられる者の記録」			67	1.3%	67	
④ 払出簿による氏名等の補正後に、基礎年金番号の記録と結びつく可能性がある記録			25	0.5%	25	
7 今後解明を進め、一定の時点において開示等を検討する記録	2,445	48.0%	983	19.3%	-1,462	・ 解明作業及び記録の統合が進んだことによる減 ・ 各種解明作業を行うとともに、一定の時点において開示等により解明・統合を進めることを検討
計	5,095	100.0%	5,095	100.0%		

○ 「平成19年12月」は、平成19年9月14日時点のデータ（ただし、統合済み記録数は11月9日時点、名寄せ件数は12月11日時点）をベースに作成

○ 「平成22年9月」は、平成22年9月1日時点のデータをベースに作成